

令和 6 年度

玖珠町財政健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

玖 珠 町 監 査 委 員

(写)

監第 82001 号

令和7年8月20日

玖珠町長 宿 利 政 和 様

玖珠町監査委員 河 野 好 美

玖珠町監査委員 秦 時 雄

令和6年度 玖珠町財政健全化判断比率及び
資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定による健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる書類について審査した結果、別紙のとおり意見を付します。

目 次

令和 6 年度 玖珠町財政健全化判断比率審査意見書 6

令和 6 年度 玖珠町資金不足比率審査意見書 8

令和6年度 玖珠町財政健全化判断比率審査意見書

第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく審査

第2 審査の対象

令和6年度 実質赤字比率

令和6年度 連結実質赤字比率

令和6年度 実質公債費比率

令和6年度 将来負担比率

第3 審査の期間及び場所

令和7年6月30日から同年8月19日まで

監査委員事務局 監査事務室

第4 審査の方法

決算審査に当たっては、玖珠町監査基準に従い、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係法令に準拠し適正に算定されているか、算出過程に誤りはないか及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第5 審査の結果

健全化判断比率

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令等に従って、いずれも適正に作成されていることが認められた。

健全化判断比率の状況

(単位：％)

健全化判断比率	令和6年度	早期健全化基準	備 考
① 実質赤字比率	△ 7.67	14.71	比率は負の値であり、収支が黒字であることを示す。
② 連結実質赤字比率	△ 16.08	19.71	比率は負の値であり、収支が黒字であることを示す。
③ 実質公債費比率	3.9	25.0	
④ 将来負担比率	△ 55.6	350.0	比率は負の値であり、将来負担に赤字がでないことを示す。

① 実質赤字比率について

一般会計等を対象とした実質赤字額（歳出総額が歳入総額を上回る場合の赤字額）が標準財政規模に対してどの位の割合になるかを示す指標であり、令和6年度の実質赤字比率は、前年度から引き続きマイナスとなっており、早期健全化基準の14.71%と比較すると、これを下回っている。

② 連結実質赤字比率について

全会計（一般会計、特別会計、水道事業会計）の実質赤字額が、標準財政規模に対してどの位の割合になるかを示す指標であり、令和6年度の連結実質赤字比率は、マイナスとなっており、早期健全化基準の19.71%と比較すると、これを下回っている。

③ 実質公債費比率について

一般会計等の負担する元利償還金及び準元利償還金（実質的な借入金などの年間返済額）が、標準財政規模を基本とした額に対してどの位の割合になるかを示す指標であり、令和6年度の実質公債費比率は、3.9%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

④ 将来負担比率について

一般会計等の将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模を基本とした額に対してどの位の割合になるかを示す指標であり、令和6年度の将来負担比率は、マイナスとなっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

令和 6 年度 玖珠町資金不足比率審査意見書

第 1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定に基づく審査

第 2 審査の対象

令和 6 年度 玖珠町水道事業会計資金不足比率

令和 6 年度 玖珠町簡易水道事業会計資金不足比率

第 3 審査の期間及び場所

令和 7 年 6 月 3 0 日から同年 8 月 1 9 日まで

監査委員事務局 監査事務室

第 4 審査の方法

決算審査に当たっては、玖珠町監査基準に従い、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係法令に準拠し適正に算定されているか、算出過程に誤りはないか及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第 5 審査の結果

資金不足比率

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に従って、適正に作成されていることが認められた。

資金不足比率の状況

(単位：％)

会計の名称	令和6年度	早期健全化基準	備 考
① 水道事業会計	—	20.0	
② 簡易水道事業会計	—	20.0	

※資金不足比率の「—」の表示は、資金不足が発生していないことを示す。

① 水道事業会計について

前年度に引き続き資金不足は発生しておらず、当比率の算定上は良好な状態にあると認められる。

② 簡易水道事業会計について

資金不足は発生しておらず、当比率の算定上は良好な状態にあると認められる。